平成２８年度第４回

大阪府都市計画公聴会　速記録

「北部大阪都市計画道路の変更」について

・千里丘寝屋川線の一部区間の幅員及び名称等の変更並びに一部区間の廃止

１　と　　き　　平成 28 年 9 月 28 日（水）
午後２時開会～午後２時 20 分閉会

２　と　こ　ろ　　大阪府庁別館 7 階　会議室
大阪市中央区大手前三丁目２番１２号

３　対象市町村　　摂津市、茨木市

４　出　席　者
（１）議長　　大阪府都市整備部都市計画室計画推進課　参事　水谷　経輔
（２）公述聴取者　行政関係者
（３）公述人　　１人

大阪府都市整備部都市計画室

［開会］

【司会（奥林課長補佐）】

お待たせいたしました。ただ今から平成 28 年度第４回大阪府都市計画公聴会を開催いたします。私は、本日の司会を務めます、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課の奥林と申します。よろしくお願いします。

公聴会の開会に当たりまして、皆様に３点御協力をお願いします。まず、この建物ですが、禁煙になっており、おたばこは御遠慮願います。次に、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してください。また、この部屋ですけども、３時になりますと庁内放送が流れます。大変御迷惑をおかけすることになりますが、庁内放送の流れている間は、公述を中断していただくことがありますので、あらかじめ御了承いただきますよう、お願い申し上げます。また、報道関係者の方にお願いします。写真撮影は公聴会開会後５分間はフリーとさせていただきますが、その後は公聴会の妨げにならない範囲で取材していただきますようお願いします。

それでは、公聴会を始めさせていただきます。本日の進行は、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課参事の水谷が議長として担当します。よろしくお願いします。

［公聴会に関する説明］

【議長（水谷参事）】

本日はお忙しい中、お越しをいただきまして、ありがとうございます。議長を務めさせていただきます、大阪府都市整備部都市計画室計画推進課参事の水谷と申します。よろしくお願いをいたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、公聴会の趣旨及び都市計画の手続につきまして、御説明をいたします。公述の対象となります都市計画の原案につきましては、大阪府が関係機関と協議を重ねながら作成してまいりました。公聴会は、これら原案につきまして、公述人の方から御意見をお伺いし、これを踏まえて、都市計画の案を作成するために、都市計画法第１６条の規定に基づいて開催するものでございます。本日は、公述申出期間内に、お申し出をいただきました１名の方に御意見を述べていただきます。

次に、今後の手続について御説明をいたします。本日の公聴会の内容は、録音により速記録として取りまとめをさせていただきます。公述いただいた御意見を踏まえまして、再度、関係機関等との協議調整を行い、都市計画法第 17 条に基づく縦覧を行うための都市計画の案を作成いたします。この案の縦覧は、同法により２週間行うことが定められておりまして、縦覧期間中に、関係市町村と住民及び利害関係人の方々は、大阪府に対し、案についての意見書を提出することができます。また、大阪府のホームページにおきまして、案の縦覧とともに、本日の速記録と公述意見に対します大阪府の考え方もあわせて掲載をいたします。この縦覧の手続を経た後、都市計画の案を大阪府都市計画審議会に付議することになりますが、審議会におきまして、本日の公聴会の記録と、公述意見に対する大阪府の考え方を資料として配付いたします。また、案に対します意見書が提出された場合には、その要旨につきましても、あわせて配付をいたします。この

都市計画審議会の議事を経まして、案が承認されれば、都市計画が正式に決定されることになります。

続きまして、本日の公聴会の進行につきまして、御説明をいたします。お手元の次第をご覧ください。この後、今回公述の申し出をいただきました都市計画の原案の概要について御説明をいたします。この説明が終わりましたら、これら原案についての公述をお願いいたします。公述は、先ほど受付でお渡しをいたしました番号札の番号の順でお願いいたしますので、番号を呼ばれた方は、こちらの前方の演台までお越しをいただきますようお願いをいたします。公述いただく内容につきましては、公述の申し出のときに御提出をいただきました要旨に沿って公述いただきますようお願いをいたします。

申し出をいただきました都市計画の案に関係のない内容については公述することができないことを、念のため申し添えさせていただきます。また、公述いただく時間につきまして、既に御通知をしておりますとおり、30 分以内とさせていただきます。必ずしも 30 分間公述をし続けていただく必要はございません。終了時間前に公述を終えていただいても結構です。なお、開始から 25 分間経過いたしましたら、ベルを１回鳴らさせていただきます。また、開始から 30 分経過いたしましたら、ベルを２回鳴らさせていただきます。速やかに公述を終了していただきますよう、お願いをいたします。公述終了しましたら、元の席にお戻りをお願いいたします。

最後に、公述人の皆様、そのほか御来場の皆様にお願いをいたします。本日の公聴会は、法令の規定によりまして、都市計画の原案に対する意見を述べていただくものであり、質疑応答を行う場ではございません。また、公述できる方は、あらかじめお申し出をいただきました方のみとなっております。もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言や発声、あるいは拍手などがございましたら、大阪府都市計画公聴会規則第 12 条に基づきまして、この会場から退場していただく場合もございますので、御注意をお願いいたします。それでは、公述に先立ちまして、その対象となります都市計画の原案の概要につきまして、大阪府の担当者から御説明をいたします。

【説明者（濱田課長補佐）】

大阪府都市整備部都市計画室計画推進課都市施設計画グループ長の濱田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、北部大阪都市計画都市高速鉄道０－１号阪急電鉄京都線及び北部大阪都市計画道路３・２・224－２号千里丘寝屋川線の都市計画案の概要について、御説明させていただきます。

阪急電鉄京都線摂津市駅付近につきまして、現在、踏切遮断による慢性的な交通渋滞の発生や地域分断がされていることから、鉄道の連続立体交差事業により高架化し、５カ所の踏切を除却することで、都市交通の円滑化を図ろうとするものであります。また、千里丘寝屋川線につきましては、ＪＲ千里丘駅前から、茨木市域を経由し、摂津市鳥飼２丁目までの延長約 2,510 メートル、幅員 32 メートル、４車線で計画決定された路線であり、一部区間で府道沢良宜東千里丘停車場線や八尾茨木線と重複しております。

今回、阪急電鉄京都線の連続立体交差事業に伴い、交差する本路線の未整備区間について、都市計画道路の見直しを行いました。大阪府では、今後予想される本格的な人口

減少などの社会経済情勢の変化を踏まえ、将来の過度な財政上の負担を生じさせない、また、民間の土地利用に長期の権利制限を課さない、といった視点から、都市計画決定後、事業着手されていない都市計画道路について、計画の必要性に加え、30 年程度の期間内に事業着手できるか否か等、事業実施の実現性といった観点から評価する「都市計画道路見直しの基本方針」を平成 23 年３月に策定しており、今回の変更案は、この基本方針に基づいて評価を行ったものでございます。本路線につきましては、広域的な自動車の交通処理として、現道である府道沢良宜東千里丘停車場線などで対応が可能であることから、交通処理機能の必要性は低いものと考えており、阪急電鉄交差部から府道大阪中央環状線までの延長約 710 メートルの区間につきましては、今後、都市計画事業により整備する予定がなく、事業の実現性が低いため、廃止を行うものです。また、ＪＲ千里丘駅から阪急電鉄京都線までの延長約 450 メートルの区間につきましては、駅へのアクセス道路として、自転車・歩行者の通行区間を確保する必要性が非常に高いことから、幅員を 16 メートルに変更し、名称を千里丘東駅前線に変更するものであります。なお、現道の交通安全対策につきましては、都市計画の有無にかかわらず、交通量が多い路線や通学路指定道路、バリアフリー法に基づく特定経路などを対象に、地元自治体等の連携・協力などの地域状況等を総合的に勘案し、府内各路線における優先度、緊急性も考慮しながら、道路管理者として適切に対応していくこととなります。

以上が、今回の都市計画変更案の概要でございます。

【議長（水谷参事）】

それでは、ただ今から、公述をお願いいたします。番号１番の方は、こちらの前の演台のほうにお願いをいたします。よろしいでしょうか。では、それではよろしくお願いいたします。

【公述人Ａ】（1 番）

Ａと申します。よろしくお願いします。

大阪府決定②千里丘寝屋川線都市計画道路（廃止）について反対いたします。
内容は三つからなっております。

まず１つ目。20 年程以前より、学童保育の通学路で、危険な個所の改善を茨木市と教育委員会へ要望書を提出してきましたが、都市計画道路が出来るので待ってほしいとのことでした。場所は、サンドライビングスクール入口から中環へ向かう途中の見通しの悪い狭い下りＳ字カーブで次の信号までの区間（今現在ローソン前）の道路のことです。その後、歩道らしきラインは引いて頂きましたが、現在も車道に電信柱が立っていて、対面通行道路にもかかわらず、対向車と歩行者がいると、一時停止をしなければ歩行者に接触してしまいます。現在は、コンビニに右折する進入車が停車していると、千里丘からくる道が下りのためトラックが追突しそうになっています。千里丘東駅前線が出来て、踏切が無くなると、駅前から直線的に走ってきた車が見通しの悪い下りのＳ字カーブにさしかかった所に車が停まっていれば、事故を誘発します。

２つ目です。我々の自治会とその付近の約 250 世帯は、そのサンドライビングスクール入口の横の車１台がギリギリ通れる川沿いの道路を使用しています。現在、対向車が

無理に進入してきた場合、どちらかがバックしようにも距離が無く通行が解消するまでに相当な時間がかかっています。千里丘東駅前線が出来て、踏切が無くなれば、渋滞がこの付近まできます。今後は信号機が出来るとのことですが、信号機の色によっては、交互通行が出来なくなると思われます。当自治会では、高齢者の１人住まいが多く、障害者施設も有り、救急車が頻繁に来ます。以前、火事の際も進入路が１本しか無いので救急車が消防車に阻まれ１時間近くも出れませんでした。都市計画道路が出来れば、緊急車両が直接進入出来ますので住民の安全が保てると思います。

３番目です。自治会の周り全体で、毎年１件から３件の空き巣が有ります。自治会が出来てから 60 件は超えています。度重なる空き巣に狙われるため、警察に確認しましたら、２つの内容がありました。１つ目は、入口が１つの住宅街で、パトカーが追跡出来ない地形、これは入口が１カ所で出口がないので、また U ターンして戻るという、そういった行き止まりの袋小路みたいな地形になっています。２つ目。隣接する大きな道路、これについてちょっと地図を提出していたんですが、中央環状線のとこに、歩いて１分もかからない場所で、10m くらいの狭い道を、歩行者だけが通れるんですが、そこを利用すると、車やバイクなどをあらかじめ置いておき、犯行後走って逃げ、乗り物での追走手段が目撃されないような地形となっております。ということで、自転車、バイク、車は目撃したら、こういう車種でしたというのが分かるんですが、走って逃げられますので、ちょっとこれが確認できないような形になると、やはり警察の方からも狙われやすい地形ですとの事。

以上３点をもちまして、都市計画道路が出来れば、通り抜けが出来て、空き巣被害も必ず減少すると思います。ぜひとも当自治会地区全体の安全と安心の暮らしのご協力を宜しくお願い申し上げます。以上です。

［閉会］

【議長（水谷参事））

ありがとうございました。

以上で、お申し出をいただきました方の公述は全て終了いたしました。

本日はお忙しいところ、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

【司会（奥林課長補佐）】

会場の皆様方には、都市計画公聴会にお越しいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、平成 28 年度第４回大阪府都市計画公聴会を終了させていただきます。お気をつけてお帰りください。どうもありがとうございました。